

## 浦添市スポーツ協会行事の共催等に関する取扱い要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、加盟団体等により浦添市スポーツ協会（以下「本会」という。）に対し申請される行事の共催又は後援（協賛を含む。以下同じ。）の承認等について、必要な事項を定めるものとする。

### (共催承認の基準)

第2条 本会は、浦添市の体育・スポーツ振興施策推進上効果があると認められ、かつ、全市的又はこれに準ずる規模以上の規模をもつ行事であって、浦添市若しくはその機関又はこれに準ずるものが主催するもの、又は本会がその企画若しくは運営に参画するものについて共催の承認申請があった場合には、共催することができる。ただし次の各号の一に掲げる行事は、この限りではない。

- (1) 本会に加盟する団体の下部組織団体
- (2) 個人の行事
- (3) 営利団体が行う営利意図をもつ行事
- (4) 政治的又は宗教的意図をもつ行事
- (5) 市スポ協の目的並びに施策に反する行事
- (6) その他市体協が不相当と認める行事

### (後援承認の基準)

第3条 本会は、加盟団体又は浦添市の体育・スポーツの普及振興並びに青少年健全育成推進上効果があると認められる行事であって、国の機関、地方公共団体若しくはその機関又はこれに準ずるものが主催するものについて、後援の承認申請があった場合には、後援を承認することができる。ただし前条各号に掲げる行事は、この限りでない。

### (承認申請の手続)

第4条 共催又は後援の承認申請をしようとするものは、共催（後援）承認申請書（第1号様式）により市体協に行事開催前14日までに、その旨を申請しなければならない。

### (共催又は後援承認の審査及び決定)

第5条 前条の規定により申請があった場合は、市体協は次の各号に掲げる事項について審査し、承認するかどうか決定しなければならない。

- (1) 行事の趣旨及び内容
- (2) 主催者・共催者及び後援者
- (3) 参加者及び参加方式
- (4) 日程
- (5) その他必要な事項日程

### (共催又は後援承認の理事長先決)

第6条 共催又は後援承認について本要領に基づき理事長で審査し、承認することができる。ただし次の各号の一に該当するときは、会長の決裁を受けなければならない。

- (1) 行事が重要であると認められるとき。
- (2) 取扱い上異例に属し、又先例になると認められるとき。
- (3) 紛議があるとき、又は処理の結果紛議の生ずるおそれがあると認められるとき。
- (4) 前号に定めるもののほか、会長において事案を了知しておく必要があると認められるとき。

(共催又は後援の名義)

第7条 行事の共催又は後援の名義は、浦添市スポーツ協会とする。

(承認書の交付)

第8条 共催又は後援の承認をしたときは、当該申請者に対して共催（後援）承認書（第2号様式）を交付するものとする。

(実施結果報告書の提出)

第9条 本会の共催又は後援に係る行事のうち、必要があると認められるものは、実施結果報告書（第3号様式）の提出を求めることができる。

附 則

1 この要領は、令和3年4月29日から施行する。